

# 索道運送約款

志賀高原リゾート開発株式会社

## 索道運送約款

### (適用範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送契約はこの運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については法令の定めるところまたは一般の慣習によります。

2、当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

### (係員の指示)

第2条 旅客は、当社の係員が輸送の安全確保と秩序維持のために行なう職務上の指示に従わなければなりません。

### (運送の引き受け)

第3条 当社は、次条の規定により運送の引き受けを拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

2、運転期間、運転開始及び終了時刻は、別に定める事業所・停留所等に掲示します。

### (運送の引き受け拒絶)

第4条 当社は次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引き受けを拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 泥酔者等運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- (6) 天災その他やむを得ない事由により運送上の支障があるとき。
- (7) 前各項に掲げる場合の外、正当な事由があるとき。

### (リフト券の発売)

第5条 当社は、リフト乗車券を発券所等において発売し、或いはバウチャー券等との交換をします。

### (リフト券の提示及び入鉢)

第6条 当社は、旅客が乗車時において入鉢または、回収します。

### **(運賃及び適用方法)**

第7条 当社が収受する運賃及びその適用方法は、事業所、または発券所において掲示した運賃及び備付の運賃及び適用方法書によります。

### **(運転中止の場合の、運送途中の旅客に対する取扱い)**

第8条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合は、旅客に対して当社の責任により運転再開後に必要な運送継続の措置を取ります。

### **(運賃の払戻し)**

第9条 天災及び当社側の事情により索道の運転ができない場合または旅客側の事情により索道の利用が困難になった場合で未使用分のリフト券の返却の申し出があった場合は、別に定める運賃払戻規定により運賃の払戻しを行いません。ただし、風、雪、霧等により、運送の安全確保のため一時的に運転を中止した場合は、この限りではありません。

### **(責任の始期及び終期)**

第10条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車したときに始まり、下車したときをもって終わります。

### **(旅客の遵守すべき行為)**

第11条 旅客は、索道の利用にあたって当社が定める停留場等に掲示した利用上の注意事項に従っていただきます。

### **(旅客に対する責任)**

第12条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命または身体を害した時は、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 旅客が前条に定める利用上の注意事項を守らなかったことにより被害を受けたとき。
- (2) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと等が証明されたとき。
- (3) 事故が当該旅客の故意または過失により発生したことが証明されたとき。

### **(携帯品等に関する責任)**

第13条 当社は、旅客の運送に関して生じた携帯品等の滅失またはき損による損害については、これを賠償する責を負いません。

### **(旅客の責任)**

第14条 当社は旅客の故意もしくは過失により、または旅客が法令及びこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対して、その賠償を求めます。

### **(割増運賃等)**

第15条 当社は、旅客が次のいずれかに該当するときは、所定の運賃額及びその2倍の割増運賃の支払いを求めます。

- (1) 乗車時に有効なリフト乗車券を提示しない等が無賃乗車した場合。
- (2) 転売、転貸されたリフト乗車券により乗車した場合。
- (3) 改、変造したリフト乗車券、あるいは、偽造券により乗車した場合。

### **(リフト券の不正使用の禁止)**

第16条 別に定める「乗車券の不正使用旅客に対する取扱規定」によります。

### **(リフト券の盗難または紛失)**

第17条 別に定める「運賃払戻等規定」によります。

### **附則**

この運送約款は平成 22 年 6 月 1 日より実施いたします。

## リフト券の不正使用旅客に対する取扱規定

### (第16条による別紙)

第1条 リフト券は次の各号の一に該当する使用をした場合、無効として回収します。

- (1) リフト乗車券を変形、破損させたもの、または、改変造、偽造したものを使用したとき。
- (2) 有効期間の経過したものを使用したとき。
- (3) 有効期間内であっても、乗車券記載事項に反して使用したとき。
- (4) その他不正使用の手段として使用したとき。

第2条 前条各号に該当する旅客に対し、次の各号による運賃及び割増運賃を収受します。

- (1) 1回券  
該当するリフト乗車券の普通運賃と、その2倍の割増運賃を合わせて収受します。
- (2) 大人が小人のリフト乗車券を使用したとき。

### (取り扱い細則)

#### 第1条

- (1) 第2条(1)号の1回券の場合、収受した普通運賃に対し、有効な1回券を発行します。
- (2) 規定第2条(3)号による不正乗車期間の計算は次によります。
  - ① 発券当日未使用と認められる場合は、前日までの不正使用期間とします。
  - ② 期間経過等で不正乗車期間が長期にわたる場合は、該当する会社の判断によることが出来ます。

第2条 大人が小人券を使用した場合で、不案内など悪意がないと認められる場合の扱いは次によります。

- (1) 1回券 大人旅客運賃との差額を収受し、原券と同一有効期間の大人券を発行します。

## 運賃払戻等規定

### (第12条による別紙)

第1条 払戻しの原因が事業者側の事情による場合(払戻手数料なし)。

1. 1回券

当該リフト乗車券料金を払戻します。

第2条 払戻しの原因が旅客側の事情による場合。

1. 1回券

払戻しは行ないません。

### (第21条による別紙)

第1条 リフト券の盗難または紛失の場合は次の通りです。

1. リフト券の盗難または紛失の場合、リフト券の再発行は致しません。
2. 旅客が旅行開始後、リフト券の盗難または紛失の後、引き続き乗車を希望する場合は新たにリフト券を発売します。
3. 前項の場合、旅客は発券所において再收受証明書の交付を請求することができます。

第2条 リフト券を再收受した後、リフト券を発見した場合は次の通りとします。

1. 前号の規定によってリフト券料金を支払った旅客が、盗難または紛失のリフト券を発見した場合は、そのリフト券と再收受証明書を最寄りの出札所に差し出して、発見したリフト券1枚につき手数料200円を支払い、再收受証明書に記入されたリフト券運賃の払戻し請求をすることができます。ただし、以下の場合には請求することができません。  
(1) 発見したリフト券が紛失後、利用されたと認められる場合。

## 附 則

この運送約款は平成 22 年 12 月 1 日より実施します。